

# 労務ROAD

- 勤務間インターバル導入コース(助成金)について
- 改正個人情報保護法について

## 河 本 社 労 士 事 務 所

(編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISO ビル 7F Tel:06-6228-8555 Fax:06-6228-8556

### 勤務間インターバル導入コース(助成金)について

職場意識改善助成金に『勤務間インターバル導入コース』が新設され、平成 29 年度の事業について申請受付が開始されました。(申請書受付期間は、平成 29 年 2 月 15 日から 12 月 15 日までです。また、事業実施承認は、平成 29 年 4 月以降に行われますので、それまでに行った事業(契約行為を含みます。)は支給対象となりません。)

#### 対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下表のA又はBのいずれかに該当する事業主

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

#### 成果目標

すべての対象事業場において、休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。新規に勤務間インターバルを導入すること(新規導入)以外に、適用範囲の拡大や時間延長の場合でも助成対象となる場合があります。

#### 支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組に要した経費の一部を支給します。

休憩時間数	新規導入の場合		適用範囲の拡大・時間延長のみ	
	補助率	1企業当りの上限額	補助率	1企業当りの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円

※この助成金は予算額が少ないことや、利用しづらい側面がいくつかありますが、ご興味のある事業主様は弊所までご連絡下さい。

【厚生労働省より】

### 改正個人情報保護法について

今年の **5月30日**より、改正個人情報保護法が施行されます。これまで適用の無かった **5,000人分以下の個人情報しか取り扱っていなかった個人情報取扱事業者も該当**することになるため、注意が必要です。また、従業員に関する個人情報データベース等しか保有していない場合であっても、事業として用いる場合は、個人情報取扱事業者に該当します。



#### 【その他注意事項】

- **氏名のみ、メールアドレス**だけでも個人情報に該当します。
- **住所や電話番号**だけでも、特定の個人を識別できる場合、個人情報に該当することがあります。
- **外国人の個人情報**も個人情報保護法による保護の対象となり得ます。(居住地や国籍は問わず個人情報保護法による保護の対象となり得ます。)
- **顧客情報**のみでなく、**従業員に関する情報**も個人情報保護法の規律に従って取り扱う必要があります。
- **携帯電話番号やクレジットカード番号**も、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、個人情報に該当します。
- **NPO法人や自治会、町内会、同窓会**のような非営利の活動を行っている団体も、個人情報取扱事業者に該当します。

【厚生労働省より】